

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業区分

① 法人運営拠点区分

ア 法人運営サービス区分

② 地域福祉拠点区分

ア 地域福祉サービス区分

イ 福祉大会サービス区分

ウ 介護支援ボランティアサービス区分

エ 助成サービス区分

オ 音楽療法推進サービス区分

カ 生活福祉資金貸付サービス区分

キ しあわせ金庫資金貸付サービス区分

ク 社会参加促進サービス区分

ケ ボランティアセンター運営サービス区分

コ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分

③ 共同募金拠点区分

ア 一般募金配分金サービス区分

④ 在宅サービス拠点区分

ア 訪問介護サービス区分

イ 障害者居宅介護サービス区分

ウ 桑名生活介護サービス区分

- エ 多度生活介護サービス区分
- オ 西部通所介護サービス区分
- カ 北部通所介護サービス区分
- キ 多度通所介護サービス区分
- ク 長島通所介護サービス区分
- ケ 移動支援（外出介護）サービス区分
- コ 桑名日中一次支援サービス区分
- サ 多度日中一次支援サービス区分
- シ 療育センターサービス区分
- ⑤ 障害者計画相談拠点区分
 - ア 障害者計画相談サービス区分
- ⑥ 福祉サービス利用援助拠点区分
 - ア 日常生活自立支援サービス区分
- ⑦ 施設管理拠点区分
 - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
 - イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
 - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
 - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
 - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
 - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- ⑧ 清風園管理運営拠点区分
 - ア 清風園管理運営サービス区分
- ⑨ 山崎苑運営拠点区分
 - ア 山崎苑運営サービス区分
- ⑩ 介護予防生活支援拠点区分
 - ア 介護予防生活支援サービス区分
 - イ 自立ヘルプサービス区分
 - ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分
- ⑪ 保育園運営拠点区分
 - ア 山崎乳児保育所運営サービス区分
- II. 公益事業区分
 - ① 地域包括支援センター拠点区分
 - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
 - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
 - ウ 総合相談支援サービス区分
 - ② 要介護認定調査拠点区分
 - ア 要介護認定調査サービス区分
 - ③ 介護員養成研修拠点区分
 - ア 介護員養成研修サービス区分
 - ④ 成年後見拠点区分
 - ア 成年後見サービス区分
 - ⑤ 生活困窮者自立相談支援拠点区分
 - ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
 - ⑥ 生活支援体制整備拠点区分
 - ア 生活支援体制整備サービス区分
 - ⑦ ケアプランセンター拠点区分
 - ア 障害者相談支援サービス区分
 - イ 居宅介護支援サービス区分
 - ⑧ 文化・スポーツ拠点区分
 - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
 - イ スター21管理運営サービス区分
 - ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分
 - エ 六華苑管理運営サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	0	55,865,066
建物	7,275,076	1,898,528,531	459,948	1,905,343,659
定期預金	15,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
合計	78,140,142	1,903,528,531	5,459,948	1,976,208,725

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,922,626,275	17,282,616	1,905,343,659
小計	1,922,626,275	17,282,616	1,905,343,659
その他の固定資産			
建物	47,869,803	5,057,901	42,811,902
構築物	80,150,756	0	80,150,756
車輛運搬具	29,969,666	29,579,342	390,324
器具及び備品	106,388,920	49,143,824	57,245,096
小計	264,379,145	83,781,067	180,598,078
合計	2,187,005,420	101,063,683	2,085,941,737

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	89,672,224	0	89,672,224
未収金	6,486,395	0	6,486,395
未収補助金	491,968,500	0	491,968,500
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	588,337,119	0	588,337,119

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし12. 関連当事者との取引の内容
該当なし13. 重要な偶発債務
該当なし14. 重要な後発事象
該当なし15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基金・積立預金取崩

地域福祉基金積立金	360,685,506円…地域福祉基金を(桑) 法人運営事業にて33,213,599円、(多) 法人運営事業にて136,646,000円、(長) 法人運営事業にて188,293,000円、しあわせ金庫資金貸付事業にて2,532,907円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。
社協運営積立金	58,245,347円…社協運営積立金を(多) 法人運営事業にて23,003,347円、(長) 法人運営事業にて35,242,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。
事業運営安定積立金	316,543,357円…事業運営安定積立金を(桑) 法人運営事業にて100,720,357円、(長) 法人運営事業にて215,823,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。
退職手当積立金	1,766,562円…退職手当積立金を(桑) 法人運営事業にて1,766,562円取り崩し、退職金に充当した。
固定資産取得積立金	7,626,000円…固定資産取得積立金を(多) 法人運営事業にて7,000,000円、(長) 法人運営事業にて626,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

(2) 施設整備費の借入

施設整備借入金	964,500,000円…多世代共生型施設建設費として(株)百五銀行より一時借入を行った。利率1.2%、返済期限2022. 8. 31。
---------	--

(3) ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高総額

1年未満 20,661,855円、1年超 31,088,220円、総額 51,750,075円

計算書類に対する注記（法人運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 法人運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	0	55,865,066
建物	6,599,540	1,898,528,531	390,452	1,904,737,619
定期預金	15,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
合計	77,464,606	1,903,528,531	5,390,452	1,975,602,685

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,920,869,531	16,131,912	1,904,737,619
小計	1,920,869,531	16,131,912	1,904,737,619
その他の固定資産			
建物	46,116,382	3,931,528	42,184,854

構築物	80,150,756	0	80,150,756
車両運搬具	22,378,306	22,378,295	11
器具及び備品	64,758,094	13,880,000	50,878,094
小計	213,403,538	40,189,823	173,213,715
合計	2,134,273,069	56,321,735	2,077,951,334

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,921	0	8,921
未収金	6,089,600	0	6,089,600
未収補助金	487,497,000	0	487,497,000
合計	493,595,521	0	493,595,521

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・基金・積立預金取崩

地域福祉基金積立金 358,152,599円…地域福祉基金を桑) 法人運営事業にて33,213,599円、多) 法人運営事業にて136,646,000円、長) 法人運営事業にて188,293,000円を取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

社協運営積立金 58,245,347円…社協運営積立金を多) 法人運営事業にて23,003,347円、長) 法人運営事業にて35,242,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

事業運営安定積立金 316,543,357円…事業運営安定積立金を桑) 法人運営事業にて100,720,357円、長) 法人運営事業にて215,823,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

退職手当積立金 1,766,562円…退職手当積立金を桑) 法人運営事業にて1,766,562円取り崩し、退職金に充当した。

固定資産取得積立金 7,626,000円…固定資産取得積立金を多) 法人運営事業にて7,000,000円、長) 法人運営事業にて626,000円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

・施設整備費の借入

施設整備借入金 964,500,000円…多世代共生型施設建設費として(株)百五銀行より一時借入を行った。利率1.2%、返済期限2022.8.31。

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 934,126円、1年超 177,266円、総額 1,111,392円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（地域福祉拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）

- ア 地域福祉サービス区分
- イ 福祉大会サービス区分
- ウ 介護支援ボランティアサービス区分
- エ 助成サービス区分
- オ 音楽療法推進サービス区分
- カ 心配ごと相談サービス区分
- キ 生活福祉資金貸付サービス区分
- ク しあわせ金庫資金貸付サービス区分
- ケ 社会参加促進サービス区分
- コ ボランティアセンター運営サービス区分
- サ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	675,536	0	69,496	606,040
合計	675,536	0	69,496	606,040

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,756,744	1,150,704	606,040
小計	1,756,744	1,150,704	606,040
その他の固定資産			
建物	301,350	142,232	159,118
器具及び備品	2,651,532	2,435,497	216,035
小計	2,952,882	2,577,729	375,153
合計	4,709,626	3,728,433	981,193

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	191,214	0	191,214
未収金	31,600	0	31,600
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	432,814	0	432,814

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 基金・積立預金取崩

地域福祉基金積立金 2,532,907円…地域福祉基金をしあわせ金庫資金貸付事業にて2,532,907円取り崩し、多世代共生施設建設費に充当した。

・ ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 166,962円、1年超 15,180円、総額 182,142円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（共同募金拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同募金拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑪))
ア 一般募金配分金サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	769,845	495,607	274,238
車輛運搬具	1,358,790	1,358,789	1
器具及び備品	3,402,300	198,233	3,204,067
小計	5,530,935	2,052,629	3,478,306
合計	5,530,935	2,052,629	3,478,306

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（在宅サービス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 在宅サービス拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）

ア 訪問介護サービス区分

イ 障害者居宅介護サービス区分

ウ 桑名生活介護サービス区分

エ 多度生活介護サービス区分

オ 西部通所介護サービス区分

カ 北部通所介護サービス区分

キ 多度通所介護サービス区分

ク 長島通所介護サービス区分

ケ 移動支援（外出介護）サービス区分

コ 桑名日中一次支援サービス区分

サ 多度日中一次支援サービス区分

シ 療育センターサービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
--	------	---------	-------

その他の固定資産			
車輜運搬具	6,232,570	5,842,258	390,312
器具及び備品	13,042,320	11,935,334	1,106,986
小計	19,274,890	17,777,592	1,497,298
合計	19,274,890	17,777,592	1,497,298

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,128,629	0	55,128,629
未収金	98,800	0	98,800
合計	55,227,429	0	55,227,429

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 10,887,275円、1年超 18,296,568円、総額 29,183,843円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（障害者計画相談拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者計画相談拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
ア 障害者計画相談サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,970,700	0	3,970,700
未収金	19,600	0	19,600
合計	3,990,300	0	3,990,300

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
障害者計画相談拠点区分・・・1年未満 145,068円、1年超 1,504,976円、総額 1650,044円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（福祉サービス利用援助拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福祉サービス利用援助拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）
ア 日常生活自立支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	290,000	1,208	288,792
小計	290,000	1,208	288,792
合計	290,000	1,208	288,792

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	700	0	700
未収金	7,000	0	7,000

合計	7,700	0	7,700
----	-------	---	-------

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 62,304円、1年超 49,335円、総額 111,639円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（施設管理拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 施設管理拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令第3(⑩))

- ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
- イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
- ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
- エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
- オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
- カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	682,226	488,534	193,692
器具及び備品	19,021,770	18,277,197	744,573
小計	19,703,996	18,765,731	938,265
合計	19,703,996	18,765,731	938,265

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	127,585	0	127,585
未収金	27,000	0	27,000
合計	154,585	0	154,585

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 1,797,034円、1年超 2,211,052円、総額 4,008,086円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（清風園管理運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 清風園管理運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
ア 清風園管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	1,682,204	1,490,022	192,182
小計	1,682,204	1,490,022	192,182
合計	1,682,204	1,490,022	192,182

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,680,735	0	2,680,735
未収金	34,600	0	34,600

合計	2,715,335	0	2,715,335
----	-----------	---	-----------

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 0円、1年超 0円、総額 0円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（山崎苑運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 山崎苑運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
ア 山崎苑運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	198,000	9,900	188,100
小計	198,000	9,900	188,100
合計	198,000	9,900	188,100

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,300	0	3,300
未収金	14,000	0	14,000

合計	17,300	0	17,300
----	--------	---	--------

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 182,892円、1年超 23,350円、総額 206,242円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（介護予防生活支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 介護予防生活支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令第3(⑩))

ア 介護予防生活支援(給食)サービス区分

イ 自立ヘルプサービス区分

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	201,200	0	201,200
未収補助金	1,085,500	0	1,085,500
合計	1,286,700	0	1,286,700

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（保育所運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 保育園運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
ア 山崎乳児保育所サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	521,379	0	521,379
未収金	22,795	0	22,795
未収補助金	3,305,000	0	3,305,000
合計	3,849,174	0	3,849,174

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 187,572円、1年超 375,144円、総額 562,716円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（地域包括支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 北部西地域包括支援センターサービス区分

イ 北部東地域包括支援センターサービス区分

ウ 総合相談支援サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	963,900	849,680	114,220
小計	963,900	849,680	114,220
合計	963,900	849,680	114,220

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
--	-----	---------------	----------

事業未収金	6,564,487	0	6,564,487
未収金	54,800	0	54,800
未収補助金	22,000	0	22,000
合計	6,641,287	0	6,641,287

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・平成29年4月1日から認知症施策推進事業を受託し実施した。
- ・平成29年4月1日から介護予防ケアマネジメント事業を受託し実施した。
- ・平成29年6月1日から機能強化型地域包括支援センター事業を受託し実施した。
- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 3,584,208円、1年超 4,663,022円、総額 8,247,230円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（要介護認定調査拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 要介護認定調査拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 要介護認定調査サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	23,210	0	23,210
未収金	4,000	0	4,000
合計	27,210	0	27,210

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 238,920円、1年超 326,370円、総額 565,290円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（介護員養成研修拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…償却原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・ファイナンス・リース取引に係る資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護員養成研修拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑪））
 - ア 介護員養成研修サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（成年後見拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 成年後見拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 成年後見サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	180,800	753	180,047
小計	180,800	753	180,047
合計	180,800	753	180,047

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	4,800	0	4,800
合計	4,800	0	4,800

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 29,808円、1年超 0円、総額 29,808円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（生活困窮者自立相談支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活困窮者自立相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))
ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	7,000	0	7,000
合計	7,000	0	7,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 31,416円、1年超 34,034円、総額 65,450円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（生活支援体制整備拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活支援体制整備拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）
ア 生活支援体制整備サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1 年未満 31,104円、1 年超 0円、総額 31,104円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（ケアプランセンター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障害者相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 障害者相談支援サービス区分

イ 居宅介護支援サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,658,713	0	8,658,713
未収金	30,800	0	30,800
未収補助金	59,000	0	59,000
合計	8,748,513	0	8,748,513

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 662,816円、1年超 789,371円、総額 1,452,187円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（文化・スポーツ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 文化・スポーツ拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))

ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分

イ スター21管理運営サービス区分

ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分

エ 六華苑管理運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	198,000	66,000	132,000
小計	198,000	66,000	132,000
合計	198,000	66,000	132,000

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,591,451	0	11,591,451
未収金	40,000	0	40,000
合計	11,631,451	0	11,631,451

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 1,716,732円、1年超 2,626,170円、総額 4,342,902円（詳細は別紙参照）